

介護保険負担限度額認定の更新のご案内【令和5年度分】

令和5年7月末に有効期限が到来する「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方で引き続き「介護保険負担限度額認定証」の交付を希望される方は、下記をお読みいただき、更新申請の手続きをお願いします。令和3年度より、要件が見直されています。要件に該当しない方や更新を希望されない方は、手続きの必要はありません。

◎ 申請対象者（下記の①～③全てに該当する方のみ対象）

- ① 本人・世帯全員が市民税非課税
- ② 世帯分離中や内縁関係の配偶者がいる場合、配偶者も市民税非課税
- ③ 預貯金等の資産合計が以下の条件に該当する方（変更点は下線部）

		有価証券や預貯金等の合計		利用者負担段階
		単身	夫婦	
生活保護受給者		-----	-----	第1段階
老齢福祉年金受給者		1,000万円以下	2,000万円以下	
前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計	80万円以下の方	<u>650万円以下</u>	<u>1,650万円以下</u>	第2段階
	80万円超120万円以下の方	<u>550万円以下</u>	<u>1,550万円以下</u>	第3段階①
	120万円超の方	<u>500万円以下</u>	<u>1,500万円以下</u>	第3段階②

※ ただし、給付減額期間中は使用できません。

◎ 申請時の提出物

- 介護保険負担限度額認定申請書（両面に記入が必要）
- 全ての通帳等のコピー（夫婦ともに必要）
銀行・口座名義人の記載部分と申請日2か月前～申請日までの残高部分のコピー
※本人と配偶者の全ての通帳のコピー（配偶者がいない場合は本人のみ）
※定期預金のコピーも必要。
※記帳して最新の状態にしてからコピーしてください。
※必要に応じて金融機関へ照会する場合があります。
- 有価証券、定期預金証書等の写し
該当者のみ提出が必要

審査結果、及び認定された場合の「介護保険負担限度額認定証」等は7月20日以降に随時発送を予定しております。

8月31日までに申請されなかった場合は、8月分の適用ができませんのでご注意ください。
(申請月の1日からの適用となります。)

介護保険負担限度額の改正について

令和3年8月1日から軽減内容が変更となります。

軽減を受ける方の要件(収入要件及び資産要件)と食費の費用負担額がそれぞれ変更になります。制度改正に伴い、今までの認定を受けていた方が認定を受けられなくなることがあります。また、認定を引き続き受けられる方でも、負担額が増額することがあります。

軽減を受ける方の要件

令和3年8月1日から

利用者負担段階	収入要件	資産要件
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	預貯金等が1,000万円以下 (夫婦で2,000万円以下)
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ 年金収入等80万円以下	預貯金等が650万円以下 (夫婦で1,650万円以下)
第3段階①	世帯全員が住民税非課税かつ 年金収入等80万円超120万円以下	預貯金等が550万円以下 (夫婦で1,550万円以下)
第3段階②	世帯全員が住民税非課税かつ 年金収入等120万円超	預貯金等が500万円以下 (夫婦で1,500万円以下)

※年金収入等・・・課税年金収入額+非課税年金収入額+年金所得を除く合計所得金額

※第2号被保険者の方については、資産要件が制度改正後も変更ありません。

食費の費用負担額

令和3年8月1日から

利用者負担段階	1日あたりの食費	
	施設サービス	ショートステイ
第1段階	300円	300円
第2段階	390円	600円
第3段階①	650円	1,000円
第3段階②	1,360円	1,300円
第4段階 (基準費用額)	1,445円	1,445円